

1 空港機能施設事業の営業時間（空港供用規程第1条第2項関係）

- (1) 旅客取扱施設の営業時間
9時から17時（日没が17時前であるときは、日没の時刻）まで
- (2) 給油施設の営業時間
休止中（給油を希望される方は、指定管理者及び燃料供給会社に連絡してください。）
- (3) 駐車場の営業時間
9時から17時まで

2 空港が提供するサービスに係る施設（空港供用規程第3条第1号関係）

- (1) 各施設配置図
なし
- (2) C I Q
なし
- (3) 施設
待合室
- (4) 飲食店・物販店
なし
- (5) その他
自動体外式除細動器（A E D）

3 空港に関する情報（空港供用規程第3条第2号関係）

- (1) 空港管理者
名 称：山形県（山形県置賜総合支庁）
所 在 地：山形県米沢市金池七丁目1番50号
電話番号：0238-26-6099

(2) 空港機能施設事業者

ア 旅客取扱施設（指定管理者）

名 称：東北警備保障株式会社
所 在 地：山形県米沢市アルカディア一丁目808番地の17
電話番号：空港管理事務所 0238-28-4941 会社 0238-29-0005

イ 給油施設

休止中。なお、燃料供給会社が航空機用燃料（JET A-1）をドラム缶5本程度、空港施設内に保管しており、指定管理者及び燃料供給会社に連絡し、ドラム缶から給油（自己給油）することが可能。

燃料供給会社

名 称：出光リテール販売株式会社 東北カンパニー
電話番号：022-393-8846

(3) 駐車場管理

名 称：東北警備保障株式会社
所 在 地：山形県米沢市アルカディア一丁目808番地の17
電話番号：空港管理事務所 0238-28-4941 会社 0238-29-0005

(4) 乗入れ航空会社（定期便）

なし

(5) 給油施設が提供する燃料の種類等

休止中。なお、燃料供給会社が航空機用燃料（JET A-1）をドラム缶 5 本程度、空港施設内に保管しており、指定管理者及び燃料供給会社に連絡し、ドラム缶から給油（自己給油）することが可能。

(6) 着陸料等

ア 着陸料

ヘリコプターの着陸 1 回ごとに、次に掲げる額に 1.1 を乗じた額。

最大離陸重量が 6t 以下のヘリコプター 1,000 円

最大離陸重量が 6t を超えるヘリコプター 700 円+590 円/t（6t を超える部分）

イ 停留料

停留した時から 24 時間までごとに、次に掲げる額に 1.1 を乗じた額（停留時間が 6 時間未満の場合は徴収しない。）

最大離陸重量が 3t 以下のヘリコプター 810 円

最大離陸重量が 3t を超え 6t 以下のヘリコプター 1,620 円

最大離陸重量が 6t を超えるヘリコプター 1,620 円+30 円/t（6t を超える部分）

※ 着陸料等の詳細については、米沢ヘリポート条例（平成 3 年山形県条例第 76 号）及び同条例施行規則（平成 4 年山形県規則第 31 号）を参照のこと。

(7) 旅客取扱施設利用料

設定していない

(8) 空港アクセス

米沢駅から車で 15 分

(9) 駐車場

乗用車 13 台

(10) バリアフリー情報

身体障害者用トイレ 1 箇所

(11) 利用者の意向を反映する仕組み

米沢ヘリポート管理事務所への電話連絡による受付及び利用時の意向聞き取り